

昭和二十一年人口調査施行心得

(昭和二十一年二月二十三日) 内閣訓令第一號

第一章 府 縣

第一條 府縣知事ハ市町村ノ町内會、部落會ノ役員其ノ他調査區ノ實況ニ通ジ調査員タルニ適當ナル者ヲ人口調査員ニ指定スベシ

第二條 府縣知事内閣統計局長ヨリ調査事務ニ要スル印刷物類ノ交付ヲ受ケタルトキハ府縣支廳及府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村所要ノ分ハ府縣支廳長ニ、其ノ他ノ町村及市所要ノ分ハ市町村長ニ速ニ之ヲ交付スベシ

第三條 昭和二十一年人口調査規則第十八條ノ規定ニ依ル報告ハ電報又ハ電話ヲ以テ内閣統計局長ニ之ヲ爲シ内閣總理大臣ノ認可ノ申請ニハ別段ノ定メ案ヲ具スベシ

第二章 市 町 村

第四條 調査ニ關スル市町村長ノ職務ハ左ノ如シ

- 一 調査區ノ設定
- 二 人口調査員擔當調査區ノ指定
- 三 人口調査員ノ指導
- 四 準備調査
- 五 申告書用紙ノ作成及交付
- 六 申告書及照査表ノ保管
- 七 統計表ノ作成
- 八 照査表寫及統計表ノ提出

九 申告書及照査表ノ保管

十 以上ノ附帶事務

第五條 市町村長ハ左ノ各號ニ依リ調査區ヲ設定スベシ

一 調査區ハ一人ノ人口調査員一日中ニ區内各世帯ニ申告書用紙ノ配付又ハ申告書ノ蒐集ヲ完結シ得ルヲ程度トスルコト

二 調査區ノ區域ハ成ルベク大字、小字等地理上獨立ノ稱呼ヲ有スル區域ニ依リ之ニ依リ難キトキハ山岳、丘陵、河川、溝渠、道路、鐵路、鐵道、電信電話線等判明ナルモノヲ以テ境界トスルコト

三 調査區ノ區域ハ成ルベク之ヲ町内會、部落會及隣保班ノ區域ニ適合セシムルコト

四 多數ノ人員集合居住スル場屋例ヘバ寄宿舎、病院、旅館、下宿屋、合宿所等又ハ船舶ノ存在スル場所ハ其ノ人員ニ應ジ調査區ヲ設定スルコト

第六條 市町村長調査區ヲ設定スル場合ニ於テハ其ノ市町村ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏ナキヲ期スベシ

第七條 調査區設定ノ認可申請書ニハ調査區ノ番號、區域、世帯概數及人口概數ヲ記載スベシ

町村組合ニ在リテハ調査區番號ハ其ノ一町村毎ニ第一號ヨリ始ムベシ

第八條 一調査區ノ調査ハ一人ノ人口調査員之ヲ擔當スルモノトス但シ水面ノ調査其ノ他特別ノ事情アル場合ニハ二人以上ノ人口調査員ヲシテ一調査區ヲ擔當セシムルコトヲ得

第九條 人口調査員ノ指定アリタルトキハ市町村長ハ各人口調査員ノ擔當調査區ヲ定メ昭和二十一年四月

五日迄ニ照査表用紙ヲ交付スベシ但シ調査區ヲ擔當セシメザル人口調査員ニハ照査表用紙ヲ交付セズ豫備員タル旨ヲ通知スベシ

第十條 市町村長ハ人口調査員ニ交付スベキ照査表用紙ノ指定ノ個所ニ府縣都市町村役所役場名、調査區番號、調査區區域及人口調査員氏名ヲ記入シ役所役場名ノ末尾ニ其ノ印ヲ捺捺スベシ

第十一條 人口調査員疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故ノ爲調査ニ從事シ難キトキハ市町村長ハ直ニ豫備員中ヨリ之ニ代ラシメ其ノ旨ヲ告示スベシ 前項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ照査表其ノ他ノ書類ヲ回收シ照査表ノ人口調査員氏名ヲ書換ヘ新擔當人口調査員ニ之ヲ交付スベシ

第十二條 市町村長ハ人口調査員ノ擔當調査區ヲ指定シタル後速ニ人口調査員ヲ招集シ之ヲ指導スベシ

第十三條 市町村長ハ調査期日ニ先立チ期間ヲ定メ人口調査員ヲシテ擔當調査區内ノ各世帯ニ就キ準備調査ヲ爲サシムベシ

第十四條 市町村長ハ準備調査ノ執行ニ必要ナル世帯番號札ヲ調製シ之ヲ人口調査員ニ交付スベシ 前項ノ世帯番號札ノ品質形狀ハ市町村長適宜之ヲ定ムベシ

第十五條 人口調査員準備調査後照査表ヲ提示シタルトキハ市町村長ハ之ヲ檢査シ調査ニ重複、脱漏又ハ誤謬ノ疑アルトキハ之ヲ人口調査員ニ質シ照査表ノ訂正ヲ命ジ必要ト認ムルトキハ再調査ヲ命ズベシ

第十六條 市町村長前條ノ檢査ヲ終ヘタルトキハ照査表ヲ還付スルト同時ニ照査表ニ記入セラレタル人員概數ニ應ジ各世帯ニ配付スベキ申告書用紙ヲ人口調査員ニ交付スベシ

第十七條 人口調査員ニ交付スベキ申告書用紙ニハ指定ノ個所ニ調査區番號及府縣郡市町村名ヲ記入スベシ

第二十六條 人口調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ受ケ調査區ヲ擔當シ左ノ職務ヲ行フ

第十八條 人口調査員申告書ノ蒐集ヲ終ヘ申告書、照査表及照査表寫ヲ提出シタルトキハ市町村長ハ之ヲ檢査スベシ

一 準備調査
二 申告書用紙ノ配付
三 申告書ノ蒐集及檢査
四 申告書、照査表及照査表寫ノ提出
五 以上ノ附帶事務

三 各世帯ノ申告義務者ノ氏名ヲ調査スルコト
四 準世帯ニ在リテハ其ノ種類及名稱ヲ調査スルコト

第十九條 市町村長前條ノ檢査ノ結果申告書又ハ照査表及照査表寫ノ記入ニ重複、脱漏若ハ誤謬アルコトヲ發見シタルトキ又ハ申告書記入ノ文字不明ナルトキハ人口調査員ヲシテ之ヲ訂正又ハ加筆セシムベシ

第二十七條 人口調査員ハ世帯ニ就キ職務ヲ執行スル際必要ナキ事項ヲ質問スベカラズ

五 農家人口調査ノ農家ニ該當スル世帯ナリヤ否ヤヲ調査スルコト

第二十條 市町村長檢査ノ結果調査漏世帯アリト認ムルトキハ人口調査員ヲシテ之ガ調査ヲ爲サシメ既ニ調査ヲ經タル世帯ニ關シ必要ト認ムルトキハ再調査ヲ爲サシムベシ

第二十八條 人口調査員ハ職務執行中知得シタル事項ヲ故ナク他人ニ漏泄スベカラズ

六 各世帯ノ人員概數ヲ調査スルコト
世帯員不在ノ爲前項ノ調査ヲ爲スコト能ハザルトキハ重ネテ巡回シ又ハ近隣ノ者ニ質シ之ヲ調査スベシ

第二十一條 市町村長申告書照査表及照査表寫ノ檢査ヲ終ヘタルトキハ照査表及照査表寫ノ末尾ニ檢印スベシ

第二十九條 人口調査員擔當調査區ト隣接調査區トノ間ニ重複、脱漏又ハ所屬不明ノ地域アリト認ムルトキハ直ニ其ノ旨ヲ市町村長ニ申出デ指揮ヲ請フベシ

第三十四條 世帯番號札ヲ貼付スル場合ニ於テハ左ノ點ニ注意スベシ
一 普通ノ家屋ハ勿論豫會社寺學校工場倉庫物置等ノ建物、舟筏其ノ他掛小屋葺葎張天幕等臨時ノ設備ト雖モ其ノ内ニ世帯アルトキハ世帯毎ニ悉ク世帯番號札ヲ貼付スルコト

第二十二條 市町村長前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ昭和二十一年人口調査規則第十七條ノ統計表ヲ作成スベシ但シ町村組合ニ在リテハ其ノ一町村毎ニ作成スベシ

第三十條 人口調査員ハ職務執行ニ便スル爲豫メ擔當調査區内巡回ノ順序ヲ定メ準備調査、申告書用紙ノ配付又ハ申告書ノ蒐集ノ際概ネ其ノ順序ニ依ルベシ

二 一棟ノ家屋内ニ數箇ノ世帯アルトキハ一世帯毎ニ世帯番號札ヲ貼付シ數棟又ハ母屋及附屬建物ニ跨リ一世帯アルトキハ其ノ主タル住居ニ世帯番號札ヲ貼付スルコト

第二十三條 市町村長前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ統計表ノ末尾ニ日附ヲ記入シ記名捺印スベシ

第三十一條 人口調査員疾病其ノ他已ムテ得ザル事故ノ爲調査事務ニ從事シ難キトキハ直ニ市町村長ニ其ノ旨ヲ申出ヅベシ

三 旅館、下宿屋(素人下宿ヲ含ム)等ノ旅客、下宿人等ノ集リハ營業主ノ普通世帯トハ別ノ準世帯ナルヲ以テ之ヲ區別シテ世帯番號札ヲ貼付スルコト

第二十四條 市町村長ハ調査書類ノ紛失毀損ヲ防グ爲其ノ保管及發送ニ付特ニ注意スベシ

第三十二條 人口調査員ハ申告書及照査表提出後ニ於テモ市町村長ヨリ説明又ハ再調査ヲ命ゼラレタルトキハ調査ノ上速ニ答申スベシ

世帯番號札ヲ貼付スベキ世帯ハ物資配給等ノ爲ニ便宜認メラレタル世帯トハ必ズシモ一致セザルヲ以テ昭和二十一年人口調査規則第四條ノ規定ニ從ヒ世帯ノ單位ヲ定ムベシ

第二十五條 市町村長ハ調査書類ノ提出後ト雖モ該書類ノ記入事項ニ關シ監督官廳ヨリ照會アリタルトキハ保管書類ニ依リ又ハ人口調査員タリシ者ニ質シ若ハ實地ニ就キ調査シ速ニ答申スベシ

第三十三條 人口調査員ハ市町村長ノ定ムル期間内ニ準備調査トシテ左ノ事務ヲ行フベシ
一 各住居ニ就キ世帯ノ有無及其ノ數ヲ調査シ各世帯ノ住居ニ世帯番號札ヲ貼付スルコト但シ船舶ニ付テハ昭和二十一年四月十六日午前零時迄留留スベキ見込アルモノニ限ル

第三十五條 人口調査員一世帯ニ就キ第三十三條ノ調査ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ結果ヲ照査表第一欄乃至第六欄ニ記入スベシ但シ普通ノ家屋以外ニ在ル世帯ニ付テハ住居ノ種類ヲ備考欄ニ記入スベシ

第三章 人口調査員

二 世帯所在地ノ地番號ヲ調査スルコト

前項ノ記入ヲ爲スコト能ハズ再調査ヲ要スルモノアルトキハ備考欄ニ「要再調」ト記入シ置キ重ネテ巡回シ調査ノ結果ヲ當該欄ニ記入シタル上備考欄「要再調」ノ文字ヲ抹消スベシ

準備調査後照査表ノ記入事項ニ異動又ハ誤謬アルコトヲ知リタルトキハ其ノ都度加除訂正スベシ

第三十六條 人口調査員準備調査ヲ終ヘタルトキハ市町村長ノ定ムル期限迄ニ照査表ヲ市町村長ニ提示シ其ノ検査ヲ受クベシ

第三十七條 人口調査員ハ昭和二十一年四月十五日迄ニ擔當調査區内ノ各世帯ニ照査表記入ノ人員概數ニ應ジ申告書用紙ヲ配付シ其ノ枚數ヲ照査表第七欄ニ記入スベシ

申告義務者又ハ之ニ代ルベキ者共ニ不在ノ世帯ニハ重ネテ巡回シ又ハ便宜近隣ノ申告義務者ニ委託シテ配付スルコトヲ得

船舶ニ申告書用紙ヲ配付シタルトキハ半紙大ノ青色紙ヲ交付シテ見易キ個所ニ貼附セシムベシ

第三十八條 人口調査員ハ申告書用紙配付前豫メ照査表ニ依リ申告書用紙指定ノ個所ニ世帯番號ヲ記入シ配付ノ際更ニ相違ナキコトヲ確ムベシ

第三十九條 人口調査員ハ申告書用紙配付ノ際各世帯ノ申告義務者ニ對シ昭和二十一年四月十六日午前八時迄ニ申告書ヲ作成スベキ旨ヲ告グベシ

人口調査員ハ申告書ノ記入方ヲ懇切ニ指示シ申告ニ重複又ハ脱漏ナキヲ期スベシ

第四十條 人口調査員申告書用紙配付ノ際世帯ニ異動アルコトヲ知リタルトキハ直ニ左ノ各號ニ依リ處理スベシ

一 照査表記載ノ世帯ガ擔當調査區外ニ移轉シタルトキハ世帯番號札ヲ取去リ照査表ノ記入ヲ讀ミ得ル様抹消シ備考欄ニ「移轉」ト記入スルコト

二 照査表ニ記載ナキ世帯アリタルトキハ新ニ世帯番號札ノ貼附及照査表ノ記入ヲ爲シ當該世帯ニ申告書用紙ヲ配付スルコト但シ此ノ場合ニハ照査表備考欄ニ「追加」ト記入スベシ

三 照査表記載ノ世帯ガ擔當調査區内ニ於テ移轉シタルトキハ前二號ニ準ジ處理シ照査表備考欄ニ「區内移轉」ト記入スルコト

第四十一條 人口調査員ハ市町村長ノ定ムル期日ニ擔當調査區内ノ各世帯ニ就キ漏ナク申告書ヲ蒐集スベシ

第四十二條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際世帯人員ニ付重複、脱漏又ハ架空ノ申告ナキヤヲ検査スベシ

第四十三條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際世帯又ハ人員ノ増加其ノ他ノ必要ニ應ズル爲豫備ノ申告書用紙ヲ携帶スベシ

第四十四條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際照査表ニ記入セラレタル世帯ニ異動アルコトヲ知リタルトキ又ハ新ニ調査スベキ世帯ヲ發見シタルトキハ第四十條ノ規定ニ準ジ處理シ申告義務者ヲシテ直ニ申告書ノ記入ヲ爲サシメ之ヲ蒐集スベシ

第四十五條 申告義務者ニシテ申告書ノ記入ヲ爲スコト能ハザルモノアルトキハ人口調査員ハ申告書蒐集ノ際口頭ヲ以テ申告セシメ代リテ記入ヲ爲シシ聞カセタル上捺印セシメ之ヲ蒐集スベシ

第四十六條 人口調査員世帯ニ就キ申告書ヲ受取ルトキハ左ノ各號ニ依リ處理スベシ

一 申告書ノ枚數及號數ヲ申告書指定ノ個所ニ記入スルコト

二 申告書ノ世帯番號及申告者ノ氏名ヲ照査表ニ對照シ相違ヲ發見シタルトキハ事實ニ依リ之ヲ訂正スルコト

三 申告書各項ノ記入ヲ検査シ脱漏又ハ誤謬アルトキハ申告義務者ヲシテ訂正セシメ又ハ質問ノ上之ヲ訂正スルコト

四 申告書記入ノ文字不明ナルトキ又ハ訂正ノ爲不明ト爲リタルトキハ申告義務者ニ申告書用紙ヲ交付シ更ニ申告書ヲ作成セシムルコト

船舶ニ付テ前項ノ手續ヲ終ヘタルトキハ半紙大ノ赤色紙ヲ交付シテ見易キ個所ニ貼附セシムベシ

第四十七條 人口調査員申告書ヲ蒐集ヲ終ヘタルトキハ更ニ申告書ノ記入事項ヲ検査シ補正ヲ要スルモノアルトキハ申告義務者ヲシテ訂正セシメ又ハ質問ノ上之ヲ訂正シタル後左ノ手續ヲ爲スベシ

一 申告書ノ枚數ヲ照査表第八欄ニ記入スルコト

二 申告書ニ依リ照査表第九欄ノ記入ヲ爲スコト

三 照査表第五欄、第八欄及第九欄ノ各合計ヲ算出記入シ檢算スルコト但シ一通二枚以上ナルトキハ一枚毎ニ小計ヲ、最終ノ用紙ニ合計ヲ記入スベシ

四 照査表記入ノ順序ニ依リ照査表第十欄ニ世帯通シ番號ヲ記入スルコト

五 照査表ノ枚數及號數ヲ照査表指定ノ個所ニ記入スルコト

第四十八條 人口調査員前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ照査表ト各申告書トヲ對照シ符合スルヤ否ヤヲ検査シ誤謬アルトキハ直ニ之ヲ訂正スベシ

第四十九條 人口調査員前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ

申告書指定ノ個所ニ檢印スルト共ニ照査表寫ヲ作成

シ照査表及照査表寫ノ末尾ニ記名捺印スベシ

第五十條 人口調査員ハ申告書ヲ世帯番號順ニ重ネ一

括シ照査表及照査表寫ト共ニ市町村長ノ定ムル期限

迄ニ之ヲ市町村長ニ提出スベシ

第四章 補 則

第五十一條 本規程中府縣支廳、府縣支廳長、市町村

若ハ町村又ハ市町村長若ハ町村長ニ關スル規定ハ市

制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ各市、

市長、區又ハ區長ニ、市町村若ハ町村又ハ市町村長

若ハ町村長ニ關スル規定ハ東京都ノ區ノ存スル區域

ニ在リテハ各區又ハ區長ニ之ヲ適用シ府縣トアルハ

東京都及北海道廳ヲ、府縣知事トアルハ東京都長官

及北海道廳長官ヲ、府縣支廳トアルハ東京都支廳及

北海道廳支廳ヲ、府縣支廳長トアルハ東京都支廳長

及北海道廳支廳長ヲ、町村トアリ又ハ町村長トアル

ハ各之ニ準ズベキモノヲ包含ス

なお本同の調査に該當せざる地域に就ては同日付内閣

告示第五號に依り左の如く指定された。

昭和二十一年人口調査規則第二條第一項ノ規定ニ依

リ地域左ノ通指定ス

樺太

全域

北海道

國後郡泊村、留夜別村

色丹郡色丹村

紗那郡紗那村

擇捉郡留別村

藥取郡藥取村

得撫郡

新知郡

占守郡

花咲郡齒舞村ノ内志發島、多樂島、水晶島、勇

留島、秋勇留島

東京都

大島支廳管内全域

三宅支廳管内全域

八丈支廳管内全域

小笠原支廳管内全域

島根縣

磯地郡五箇村ノ内竹島

鹿兒島縣

大島郡

沖繩縣

全域

勞働組合施行令の制定

勞働組合法は昭和二十一年三月一日を以て實施されることとなつたが、之に就て同年二月勅令第百八號を以て、其の施行令が制定公布された。

勞働組合施行令

(昭和二十一年二月二十七日勅令 第百八號)

第一條 法第五條ノ行政官廳ハ當該組合ノ事務所ノ所

在地ヲ管轄スル地方長官トス但シ同條第二ノ場合ニ

於テ規約ノ變更ガ事務所ノ所在地ニ係ル場合ニシテ

新所在地ト舊所在地ト管轄スル地方長官ヲ異ニスル

トキハ新所在地ト管轄スル地方長官及舊所在地ト管

轄スル地方長官トス

第二條 法第六條ノ規定ニ依ル決定ハ當該組合ノ主タ

ル事務所ノ所在地ト管轄スル地方長官地方勞働委員

會ヲ決議ニ依リ之ヲ爲ス

第三條 地方長官法第六條ノ規定ニ依ル決定ヲ爲シタ

ルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ記載シタル書面ヲ當該組

合ノ代表者ニ交付スベシ

第四條 地方長官ノ爲シタル法第六條ノ規定ニ依ル決

定ニ不服アル者ハ三週間以内ニ其ノ理由ヲ具シ文書

ヲ以テ當該決定ヲ爲シタル地方長官ヲ經由シ厚生大

臣ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第五條 厚生大臣ハ前條ノ申立アリタルトキハ中央勞

働委員會ノ決議ニ依リ當該申立ノ却下又ハ當該申立

ニ係ル決定ノ取消ヲ爲ス

第三條ノ規定ハ前項ノ却下又ハ取消アリタル場合ニ

之ヲ準用ス

第六條 法第六條ノ規定ニ依ル決定ハ第四條ノ申立ナ

キ場合ハ同條ノ期間ノ經過シタル時、同條ノ申立ア

リタル場合ハ前條第一項ノ却下アリタル時其ノ效力

ヲ生ズ

第七條 前五條ノ規定ハ法第八條ノ規定ニ依リ變更ノ

命令ニ之ヲ準用ス

第八條 勞働組合ノ主タル事務所ノ所在地ト管轄スル

地方長官當該組合ヨリ勞働組合タル旨ノ證明書ノ交

付ノ申請アリタルトキハ遲滞ナク之ヲ交付スベシ法

人タル勞働組合ヲ設立セントスル者ヨリ勞働組合タ

リ得ベキ旨ノ證明書ノ交付ノ申請アリタルトキ亦同

シ

第九條 法第十五條第一項ノ場合ニ於ケル手續ニ關シ

テハ第十條乃至第十八條ニ定ムルモノノ外非訟事件

手續法ノ定ムル所ニ依ル

第十條 法第十五條第一項ノ規定ニ依ル事件ハ勞働組

合ノ主タル事務所ノ所在地ト管轄スル地方裁判所ノ

管轄トス